

## 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

(準耐火建築物とすることができる介護老人保健施設等の要件)

第1条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第18号。以下「条例」という。)第5条第1項第1号イに規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 当該介護老人保健施設において、当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長)又は消防署長と協議の上、条例第31条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- (2) 当該介護老人保健施設において、条例第31条に規定する訓練を、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
- (3) 当該介護老人保健施設において、火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第5条第2項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 当該介護老人保健施設の建物が、スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 当該介護老人保健施設において非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能であること。
- (3) 当該介護老人保健施設の建物が避難口の増設、入所者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により入所者の円滑な避難が可能な構造であり、かつ、当該介護老人保健施設において避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能であること。

(文書の交付に代えることができる電磁的方法等)

第2条 条例第6条第2項(条例第53条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める方法(以下「電磁的方法」という。)は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法であつて次のア又はイに掲げるもの
  - ア 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて情報を送信し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - イ 介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護老人保健施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 条例第6条第4項(条例第53条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に規定する方法のうち介護老人保健施設が使用する方法
- (2) ファイルへの記録の方式

(食事の提供に要する費用等)

第3条 条例第13条第3項第3号及び第45条第3項第3号に規定する規則で定める基準は、厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年

厚生省告示第123号) 第1号ニ及びへに定める基準とする。

2 条例第13条第3項第4号及び第45条第3項第4号に規定する規則で定める基準は、厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等第2号に定める基準とする。

3 条例第13条第4項に規定する同条第3項第1号から第4号までに掲げる費用及び条例第45条第4項に規定する同条第3項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)に定めるところによる。

(入所者に施用し、又は処方する医薬品)

第4条 条例第17条第6号(条例第53条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める医薬品は、指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品(平成12年厚生省告示第125号)に定める医薬品とする。

(感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順)

第5条 条例第32条第2項第4号(条例第53条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成18年厚生労働省告示第268号)に定める手順とする。

(準耐火建築物とすることができるユニット型介護老人保健施設等の要件)

第6条 第1条第1項の規定は、条例第44条第4項第1号イに規定する規則で定める要件について準用する。この場合において、第1条第1項第1号及び第2号中「第31条」とあるのは、「第53条において準用する条例第31条」と読み替えるものとする。

2 第1条第2項の規定は、条例第44条第5項に規定する規則で定める要件について準用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。